

(3) 駐車場

特定施設整備基準	目標となる基準
ア 車いす使用者用駐車施設を設けること（特殊装置のみを用いる駐車場又は駐車台数が 25 台未満の駐車場を除く。）。	ア 駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数を50で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数分以上の、駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数を100で除して得た数に2を加えて得た数（その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げる。）の駐車台数分以上の車いす使用者用駐車施設を設けること（特殊装置のみを用いる駐車場を除く。）。
イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。	イ 車いす使用者用駐車施設は、1の(6)のイに定める基準に準じたものとする。
ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。	ウ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる(1)に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、1の(7)のアからウまでに定める構造に準じたものとする。

基準解説

車いす使用者用駐車施設の設置	<p>1の(6) [建築物の駐車場の基準]のイ及び1の(7) [建築物の敷地内通路の基準]のアからウを準用している。</p> <p>また、目標となる基準では、駐車台数の算定を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車台数が 200 以下の場合 駐車台数の 1/50 以上（1 未満の場合は切上げ） ・駐車台数が 200 を超える場合 駐車台数の 1/100 に 2 を加えて得た数以上（〃） <p>としている。</p> <p>なお、目標となる基準では通路の幅員は、車いす同士が行き違いやすい寸法として 150 センチメートル以上としている。</p>	52～57 ページを参照
----------------	--	--------------